

# エア・ウォーターでんき

(料金表)

令和2年10月1日実施

エア・ウォーター北海道株式会社

## エア・ウォーターでんきC・D

### 1 契約種別

この料金表の契約種別は、エア・ウォーターでんきCおよびエア・ウォーターでんきDといたします。

### 2 エア・ウォーターでんきC

#### (1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの料金表の適用を希望されること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別（以下「動力契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力（料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

#### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整等）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニ

によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円77銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円26銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29円36銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円97銭

(5) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの料金表以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの料金表を適用いたしません。

ハ 当社は、需給約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ニ この料金表に定めのない事項については、需給約款によるものといたします。

### 3 エア・ウォーターでんきD

(1) 対象となるお客さま

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの料金表の適用を希望されること。

ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ハ 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電流、契約容量または契約電力（料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力（お客さまが新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を

変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。)との合計(この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において電灯契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電流、契約容量または契約電力と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2(燃料費調整等)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、需給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、需給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 道内エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,158円30銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円27銭
------------	--------

(5) そ の 他

- イ 変圧器, 発電設備等を介して, 電灯または小型機器を使用することはできません。
- ロ 契約期間満了に先だって, 原則としてこの料金表以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- ハ この料金表から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては, 原則としてこの料金表を適用いたしません。
- ニ この料金表に定めのない事項については, 需給約款によるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この料金表は、令和2年10月1日から実施いたします。

## 2 契約容量および契約電力についての特別措置

- (1) 3（エア・ウォーターでんきC）(1)または4（エア・ウォーターでんきD）(1)に該当し、お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、契約容量または契約電力は、3（エア・ウォーターでんきC）(3)または4（エア・ウォーターでんきD）(3)にかかわらず、当分の間、契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、この場合の契約容量または契約電力が、負荷の実情に比べて不相当と認められるときには、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約容量または契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、3（エア・ウォーターでんきC）(3)または4（エア・ウォーターでんきD）(3)により契約容量または契約電力を定めます。

## 別 表

### 1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、主開閉器の定格電流にもとづき需給約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。
- (3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### 2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を上回る場合には、日割計算を行わないものといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。